

官製ワーキングプアの解消と雇用の安定を求める統一要求

有期雇用契約の濫用は止めて!!

有期労働規制法(仮称)の制定を国に求めます!
本人が希望する場合、臨時・非常勤などの業務が継続する場合
雇用を継続してください!

発注者としての責任を果たしてください!!

民間委託や指定管理者制度、競争入札による
委託先企業の変更などでの雇い止めは許されません!

1. 非正規職員等の処遇改善

臨時・非常勤等職員の
最低賃金は、
時間給で
1,000円以上を
求めます!



職務内容・職務経験などで
常勤職員と格差のない、
昇給ルールを
決めてください!



常勤職員と
同様の休暇体制と、
通勤手当を
支給して
ください!



期末・勤勉手当、
退職手当などが支給される
法整備を
してください!



時間外労働の不払いを
解消してください!



社会保険、労働保険に
加入させてください!



2. 委託先労働者の労働条件の確保

公正労働を実現する公契約条例を制定し、
業務委託の入札の際、人件費を明記し
最低価格を設定すること。

委託先企業の労働基準法違反や労働保険・社会保険の未加入など、
委託先の労働者の労働条件を把握し、

法違反があった場合の指導や、
指導に従わない場合の対処をとること。

連合北海道2010春季生活闘争本部

相談ダイヤル ☎0120-154-052
E-mail: soudan@rengo-hokkaido.gr.jp

